

千代田町新婚世帯応援家賃助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少の著しい若年層の町内定住を促進するため、町内の民間賃貸住宅に居住する新婚転入世帯に対し、予算の範囲内において、千代田町新婚世帯応援家賃助成金（以下「家賃助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、千代田町補助金等に関する規則（昭和56年千代田町規則第5号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における各用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 転入世帯 平成28年4月1日以降に町内に転入し、転入の前1年間において町内に住所を有していない世帯員により構成される世帯をいう。
- (2) 新婚世帯 第6条に規定する交付申請書を提出する日において、婚姻（再婚を含む。以下同じ。）の日から2年以内で、かつ、夫婦それぞれの年齢がいずれも40歳以下の世帯をいう。
- (3) 民間賃貸住宅 町営住宅、雇用促進住宅等の公的賃貸住宅若しくは社宅、官舎、寮等の給与住宅以外の共同住宅又は一戸建て住宅で、建物の所有者との間で賃貸借契約を締結して自己の居住用に供する住宅をいう。ただし、3親等以内の親族が所有し、又は居住する住宅を除く。
- (4) 家賃 民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料（共益費及び管理費を含む。）の月額をいう。ただし、駐車場使用料等の居住以外の費用を含む場合は、当該居住以外に係る費用を除いた額をいう。
- (5) 町税等 町税、国民健康保険税、介護保険料をいう。

(助成対象世帯)

第3条 家賃の助成を受けるために申請することができる世帯（以下「助成対象世帯」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件に該当する新婚世帯とする。

- (1) 新たに町内の民間賃貸住宅の所有者との間に賃貸借契約を締結し、世帯全員が当該民間賃貸住宅（所在地）に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録を行い、現に居住している。
- (2) 夫婦のいずれか一方が住宅の賃貸借契約の名義人となり、当該住宅の家賃を支払っていること。

- (3) 家賃が月額30,000円以上であること。
- (4) 生活保護法による住宅扶助又は他の公的制度による家賃助成を受けていないこと。
- (5) 世帯全員に本町の町税等に滞納がないこと。
- (6) 夫婦ともに町内に永く定住する意思をもって入居していること。
- (7) 過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む。）が世帯構成員にいないこと。

（家賃助成金の額）

第4条 家賃助成金は、家賃の2割にあたる金額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）とし、上限額を1世帯当たり月額10,000円とする。

（助成の期間）

第5条 助成を行う期間は、第7条の規定による初年度の交付決定の日の属する月から起算して24箇月を限度とする。

（交付申請）

第6条 家賃助成金の交付を受けようとする助成対象世帯の代表者（以下「申請者」という。）は、千代田町新婚世帯応援家賃助成金（新規）交付申請書（様式第1号の1）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。この場合において、申請者は夫婦のうち賃貸借契約の締結者とする。

- (1) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (2) 申請者の属する世帯全員の住民票の写し（発行日から1箇月以内のものに限る。）
- (3) 夫婦の記載のある戸籍謄本（戸籍全部事項証明書。発行から1箇月以内のものに限る。）
- (4) 給与所得のある夫婦及び世帯全員の住宅手当支給証明書（様式第2号。以下「住宅手当支給証明書」という。）
- (5) 家賃内訳証明書（様式第3号。賃貸借契約書で家賃の内訳が不明確な場合に限る。）
- (6) 誓約書（様式第4号）
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、婚姻又は転入の届出の日以後3箇月以内に申請しなければならない。ただし、年度を超えて助成を受けようとするときは、第9条に規定する申請をしなければならない。

(交付決定等)

第7条 町長は、前条に規定する申請を受理したときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現況調査等を行い、家賃助成金の交付の可否を決定し、千代田町新婚世帯応援家賃助成金交付(不交付)決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(家賃助成金の請求及び交付)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた申請者(以下「助成対象者」という。)が、家賃助成金の交付を受けようとするときは、千代田町新婚世帯応援家賃助成金(前期分・後期分)請求書(様式第6号)に家賃領収書の写し又は家賃を支払ったことを証明できる書類を添えて、町長に請求するものとする。

2 前項の請求及び交付は、原則として年2回とし、別表に定めるところにより行うものとする。

(翌年度以降の交付申請等)

第9条 助成対象者が、第5条に定める期間の範囲内で、第7条の交付決定を受けた年度を超えて引き続き家賃助成金を受けようとするときは、毎年4月末日までに、同条に規定する千代田町新婚世帯応援家賃助成金(継続)交付申請書(様式第1号の2)を町長に提出しなければならない。

2 前項の交付決定の手続きについては、第7条の規定を準用する。

(現況調査等)

第10条 町長は、書類の審査のため必要があると認めるときは、申請者又は助成対象者に対し、現況等について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(届出義務)

第11条 助成対象者は、次の各号のいずれかに該当したときは、千代田町新婚世帯応援家賃助成要件喪失届出書(様式第7号)により、届け出なければならない。

- (1) 夫婦が離婚したとき、又は夫婦のいずれかが死亡したとき。
- (2) 夫婦のいずれかが他の住宅へ転居したとき。
- (3) 夫婦が町内の民間賃貸住宅以外の住宅へ転居したとき。
- (4) 夫婦又は夫婦のいずれかが、住民登録を異動させたとき。

(5) 生活保護法による住宅扶助又は他の公的制度による家賃助成を受けたとき。

(6) 家賃月額が、30,000万円未満となったとき。

2 助成対象者は、前項各号に規定するもののほか、申請書の内容に変更が生じた場合には、千代田町新婚世帯応援家賃助成金変更届出書（様式第8号）により、届け出なければならない。

（交付決定の取消し及び変更）

第12条 町長は、前条の届出があったとき、又は助成対象者が次の各号に該当すると認めるときは、家賃助成金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容を変更することができる。

(1) 第3条に規定する助成対象世帯の要件を欠いたとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により、家賃助成金の交付決定又は交付を受けたとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) その他町長が不相当と認めるとき。

2 前項に規定する家賃助成金の交付決定の取消し又は変更については、それぞれ千代田町新婚世帯応援家賃助成金交付決定取消（変更）通知書（様式第9号）又は千代田町新婚世帯応援家賃助成金変更承認通知書（様式第10号）により、助成対象者に通知するものとする。

（家賃助成金の返還）

第13条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に家賃助成金が交付されているときは、当該助成金を返還させることができる。

2 前項の規定により家賃助成金の返還を命じるときは、千代田町新婚世帯応援家賃助成金返還通知書（様式第11号）により通知し、助成対象者は当該助成金を町長が定める期限までに遅滞なく返還しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、家賃助成金に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、平成30年

3月31日以前に初年度の交付決定をした助成世帯への助成金交付手続きの適用については、なお従前の例による。

別表（第8条関係）

家賃助成金の請求及び交付

交付区分	支給対象となる 家賃助成金	請求書提出期間	助成金交付日
前期	4月から9月まで	9月1日から 9月30日まで	10月末日までに指定する金融機関口座へ振込
後期	10月から翌年3月まで	3月1日から 3月30日まで	4月末日までに指定する金融機関口座へ振込

様式第1号の1（第6条関係）

千代田町新婚世帯応援家賃助成金（新規）交付申請書

年 月 日

千代田町長 様

住所
氏名
電話

印

年度において、千代田町新婚世帯応援家賃助成金の交付を受けたいので、千代田町新婚世帯応援家賃助成金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、この助成金の交付手続きに関して、課税台帳・住民基本台帳等により照合を行うこと及びその他要件に関する現況について、報告を求め、又は調査を行うことに同意します。

記

1 新婚世帯及び民間賃貸住宅契約の内容

続柄	氏名	生年月日
本人		年 月 日
		年 月 日
夫婦以外の同居者		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
婚姻の日[婚姻届の提出（受理）日]		年 月 日
民間賃貸住宅の名称		
住所	千代田町	番地
部屋番号等		
家賃	円/月(注1)	
転入日	年 月 日(注2)	
契約期間	年 月 日～ 年 月 日	

(注1) 家賃には、共益費及び管理費を含みます。ただし、駐車場使用料等は含みません。

(注2) 転入日は、住民基本台帳法に基づく住民登録になった日を記載して下さい。

2 関係書類

- (1) 当該民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (2) 夫婦及び世帯全員の住民票の写し
- (3) 夫婦の記載のある戸籍謄本
- (4) 住宅手当支給証明書（様式第2号）
- (5) 家賃内訳証明書（様式第3号）
- (6) 誓約書（様式第4号）
- (7) その他町長が必要と認める書類

様式第1号の2（第9条関係）

千代田町新婚世帯応援家賃助成金（継続）交付申請書

年 月 日

千代田町長 様

住所

氏名

印

電話

年度において、千代田町新婚世帯応援家賃助成金の交付を受けたいので、千代田町新婚世帯応援家賃助成金交付要綱第9条の規定により申請します。

また、この助成金の交付手続きに関して、課税台帳・住民基本台帳等により照合を行うこと及びその他要件に関する現況について、報告を求め、又は調査を行うことに同意します。

記

1 新婚世帯及び民間賃貸住宅契約の内容

続柄	氏名	生年月日
本人		年 月 日
		年 月 日
夫婦以外の同居者		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
婚姻の日【婚姻届の提出（受理）日】		年 月 日
民間賃貸住宅の名称		
住所	千代田町	番地
部屋番号等		
家賃	円／月（注）	
年度契約（入居）期間	年 月 日～ 年 月 日	

（注）家賃には、共益費及び管理費を含みます。ただし、駐車場使用料等は含みません。

年 月 日

住宅手当支給証明書

千代田町長 様

給与等の支払者

所在地

名称

氏名

印

担当部署

電話番号

（必ず連絡のとれる番号を記入して下さい。）

下記の者の住宅手当支給状況を、次のとおり証明します。

記

1 対象者

住所

氏名

2 住宅手当支給状況

(1) 支給を受けている。

(2) 支給を受けていない。

年 月 現在

住宅手当月額 円

【注意事項】

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し、支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印をつけて下さい。支給している場合は、千代田町新婚世帯応援家賃助成金（新規）交付申請書（様式第1号-1）を提出する直近の住宅手当月額を記入して下さい。
- 3 法人の場合は、社印及び代表者印を、個人事業主の場合は、代表者印を押印して下さい。
- 4 世帯内に給与所得者等が2人以上いる場合には、この用紙をコピーして全員分の証明をつけて下さい。

年 月 日

家賃内訳証明書

千代田町長 様

貸主（契約者）

住所

氏名

印

下記の者の家賃等の内訳について、次のとおり証明します。

記

1 借主

建物名称

号室

住所

氏名

2 家賃

	証明年月／	年	月	
住宅部分の家賃額				円

【注意事項】

この証明書は、賃貸借契約書で家賃の内訳が不明確な場合に限り提出をして下さい。

- 1 共益費及び管理費は、住宅部分の家賃額に含めて下さい。
- 2 駐車場使用料は、住宅部分の家賃額に含めないで下さい。
- 3 貸主が法人の場合は、社印及び代表者印を、個人事業主の場合は、代表者印を押印して下さい。

様式第4号（第6条関係）

誓 約 書

私たちは、千代田町新婚世帯応援家賃助成金の申請をするに当たり、次のことを遵守・履行し、不正に補助金を受給しないことを誓約いたします。

なお、万一違反した場合は、不正に受給した助成金の全部又は一部を指定された期日までに、連帯して現金で返還することを併せて誓約いたします。

- 1 町に提出する書類の記載内容や補助金の受給資格に偽りはありません。
- 2 提出書類の記載内容、補助金の受給資格、家賃額、住居手当額等に変更が生じた場合は、速やかに届出書を提出いたします。
- 3 町が指示する必要な書類は、決められた期間内に提出いたします。
- 4 この補助金を得る資格を喪失した場合、喪失後に得た金額を指定された期日までに返還します。

年 月 日

千代田町長 様

(申請者)

住所

氏名

印

(配偶者)

住所

氏名

印

※申請者、配偶者の印鑑押印については別々の印鑑を使用して下さい。

様式第5号（第7条関係）

千代田町 指令発第 号
年 月 日

様

千代田町長 印

千代田町新婚世帯応援家賃助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました千代田町新婚世帯応援家賃助成金交付については、下記のとおり交付（不交付）決定しましたので、千代田町新婚世帯応援家賃助成金交付要綱第7条により通知します。

記

1 助成期間 年 月から 年 月まで（ 箇月）

2 助成月額 円

3 補助の条件

- (1) 家賃助成金の請求は、原則として年2回とし、前期分（4月～9月）は9月末日までに、後期分（10月～翌年3月）は3月末日までに、千代田町新婚世帯応援家賃助成金請求書（前期分・後期分）（様式第6号）を必要な添付資料と一緒に提出すること。
- (2) 受給期間中に提出した書類の記載内容、補助金の受給資格、家賃額、住宅手当額等に変更があったときは、「千代田町新婚世帯応援家賃助成要件喪失届出書（様式第7号）」又は「千代田町新婚世帯応援家賃助成金変更届出書（様式第8号）」により、速やかに届出書を提出すること。
- (3) 千代田町新婚世帯応援家賃助成金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

様式第6号（第8条関係）

千代田町新婚世帯応援家賃助成金（前期分・後期分）請求書

年 月 日

千代田町長 様

住所
氏名 ⑩
電話

年 月 日付け、第 号で交付決定通知のありました千代田町新婚世帯応援家賃助成金について、千代田町新婚世帯応援家賃助成金交付要綱第8条第1項及び第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 _____年度_____期 請求金額_____円
(助成月額_____円×_____箇月)
- 2 請求期間 _____年_____月分から_____年_____月分まで
- 3 添付書類 家賃領収書の写し又は家賃を支払ったことを証明できる書類

4 振込指定口座

金融機関名	銀行・金庫	支店
口座種別	(普通 ・ 当座)	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

※口座名義人は申請者（請求者）と同一であること。

※表題の前期分・後期分の区分欄は、該当項目に○印をつけて下さい。

- ・ 前期分 4月から9月までの期間において支給対象となる家賃助成金
- ・ 後期分 10月から翌年3月までの期間において支給対象となる家賃助成金

様式第7号（第11条関係）

千代田町新婚世帯応援家賃助成要件喪失届出書

年 月 日

千代田町長

様

住所

氏名

印

電話

年 月 日付け千代田町指令 第 号で交付決定のあった千代田町新婚世帯応援家賃助成金について、下記のとおり助成要件の喪失事由が生じたので、千代田町新婚世帯応援家賃助成金交付要綱第11条第1項の規定により届け出ます。

記

1 助成世帯要件喪失の内容

助成世帯要件 の喪失年月日	年 月 日
助成世帯要件 の喪失事由 ※該当項目に○印 をつけて下さい。	(1) 夫婦の離婚又は夫婦のいずれかが死亡 (2) 夫婦のいずれかが他の住宅へ転居 (3) 夫婦が町内の民間賃貸住宅以外の住宅へ転居 (4) 夫婦又は夫婦のいずれかが、住民登録を異動 (5) 公的制度（生活保護等）による家賃助成の開始 (6) 家賃額の変更（30,000円未満） (7) その他（ ）

2 関係書類

(1) 喪失事由を確認できる書類

様式第8号（第11条関係）

千代田町新婚世帯応援家賃助成金変更届出書

年 月 日

千代田町長

様

住所

氏名

印

電話

年 月 日付け千代田町指令 第 号で交付決定のあった千代田町新婚世帯応援家賃助成金について、下記のとおり変更したいので、千代田町新婚世帯応援家賃助成金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

変更年月日	年 月 日	
変更の内容		
変更の理由		
家賃	変更前	変更後
	円	円
住宅手当	変更前	変更後
	円	円
助成金交付申請額	変更前	変更後
	(内訳 円× 箇月)	(内訳 円× 箇月)

2 関係書類

(1) 変更内容（家賃・住宅手当等）の確認できる書類

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

様

千代田町長

印

千代田町新婚世帯応援家賃助成金交付決定取消（変更）通知書

年 月 日付け千代田町指令 第 号で交付決定をした千代田町新婚世帯応援家賃助成金については、下記のとおり交付決定の取り消しを行いましたので、千代田町新婚世帯応援家賃助成金交付要綱第12条第2項により通知します。

記

1 取消理由

2 取消期間 年 月から 年 月まで（ 箇月）

3 取消金額 円
(算定根拠)

様式第10号（第12条関係）

年 月 日

様

千代田町長

印

千代田町新婚世帯応援家賃助成金変更承認通知書

年 月 日付け千代田町指令 第 号で交付決定をした千代田町新婚世帯応援家賃助成金については、下記のとおり交付決定の変更承認を行いましたので、千代田町新婚世帯応援家賃助成金交付要綱第12条第2項により通知します。

様式第11号（第13条関係）

年 月 日

様

千代田町長

印

千代田町新婚世帯応援家賃助成金返還通知書

年 月 日付け第 号により交付決定のあった千代田町新婚世帯応援家賃助成金について、過支給となっており返還する必要があるので、千代田町新婚世帯応援家賃助成金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

1 返還内容

(1) 交付決定金額 円

(2) 既交付額 年 月 日交付
円

(3) 返還すべき金額 円

2 返還期限 年 月 日

3 返還方法 別紙納付書による